

## 第５回 霧島火山緊急減災砂防計画検討分科会

## 議事概要

## １．委員会概要

日 時：平成 23 年 10 月 17 日（月）14：00～16：00

場 所：都城商工会議所 3 階 31 番大会議室

## ２．議事概要

関係機関からの情報提供の後、議事次第に沿って、（１）平成 21 年緊急減災計画の概要、（２）緊急ハード・ソフト対策の課題、（３）平成 21 年緊急減災計画の見直し、（４）その他、について事務局より説明を行い、各委員にご議論いただいた。委員からの意見等は以下のとおりである。

## 議事（１）平成 21 年緊急減災計画の概要

（質疑は特になし）

## 議事（２）緊急ハード・ソフト対策の課題

- ・ 噴火から 2 週間以内にすべての対応が開始されているのは素晴らしいが、活発な火山活動があった 2 月 1 日までに火砕流等に対する避難に関する情報（特にリアルタイムハザードマップの提供）を国、県レベルで出すことが出来なかったのは問題である。今後、そうした情報を噴火後早急に提供するために必要な事項（リアルタイムハザード作成にかかる時間等）を検討する必要がある。  
→今回の新燃岳の噴火前にはリアルタイムアナリシス型ハザードマップのシステムが完成していなかった。システムは噴火後に作成しているが、火砕流規模の設定が困難な場合や計算に時間がかかる場合などはシステムの活用が困難であると想定されるため、活用できる場面や条件を今後整理する。
- ・ 土石流の影響範囲の想定は、噴火直後に実施した氾濫シミュレーションに基づいているが、その後、シミュレーションを再実施し、想定範囲の見直しは行われたのか。  
→危険区域の見直しは、市町村と連携しつつ、現地調査・確認を実施して随時実施した。この経験を今後の計画に反映する。

- ・ 国が担当する 14 渓流と、宮崎県が担当する 21 渓流では雨量基準が異なり、現時点では、21 渓流については基準がなくなった。これは、土石流発生の危険性が低くなったためと考えられるが、今後もこの 21 渓流を対象として残すのか。  
 →基準の設定は、国土交通省が実施している。現状は、土砂災害警戒情報発表時としているが、この妥当性については学識者に意見を諮りながら、今後とも検討する。
- ・ 今回の新燃岳噴火では、「軽石火山灰」が主に噴出したことをどこかに明記しておくこと。
- ・ 噴火時の降灰の量や質によって、土石流の発生状況が異なると考えられるので、今回の新燃岳の噴火事例の他に、三宅島や桜島等の噴火状況を整理し、土石流発生条件を場合分けした上で、今後、噴火した場合にどの噴火事例が参考できるかを整理するとよい。

### 議事（3）平成 21 年緊急減災計画の見直し

- ・ 計画に対する実際の対応の評価が定性的な箇所がある。例えば、対応として監視カメラの設置という情報だけではなく、カメラ映像が関係機関にどのように活用されたのかといった情報についても整理しておくこと。
- ・ ハード対策で対象とする規模については、今回の噴火への対応を踏まえて、現実的に対応可能な規模を反映すること。  
 →今回の噴火対応を踏まえつつ、時間経過に伴う効果量や対策可能箇所について渓流ごとに整理し、実行性を高めていく。
- ・ 土石流の発生については、火山灰等の定量的な調査が必要であるが、レーザ計測等が制限されるなかで、具体的な調査方法はあるか。  
 →火山灰の物性を把握することが重要であると考えており、火山噴火の時系列に対してどのような調査ができるのかを、今回の噴火を踏まえつつ整理して検討していきたい。  
 →桜島では、無人ヘリコプターを使用してレーザ測量を実施しているが、無人ヘリコプターの飛行高度は 1000m 程度が限界であり、新燃岳噴火時には活用できなかったことを課題としてあげること。

#### 議事（４）その他

- 今後の砂防計画の考え方では、既存の 14 溪流から 17 溪流に増えているが、どの溪流が増えたのか。  
→14 溪流は新燃岳を源頭にもつ溪流であるが、これに高崎川、高千穂川、中山谷 3 を加えて 17 溪流としている。
- 平成 23 年（2011 年）は、6 月と 9 月に大きな雨があったが、討議資料-9 のとおり、9 月の雨の方が大きな雨であったという評価でよいか。  
→9 月の雨が大きいという評価である。  
→総雨量は 9 月の雨の方が大きく、時間雨量は 6 月の方が大きかった。
- 砂防施設による土砂補足により、国道 223 号への被害軽減を計画しているが、国道周辺で氾濫被害が発生した場合、通行に関する注意喚起や、通行止めを実施する箇所についても今後検討する必要がある。  
→道路管理者と協議して調整する。

－以上－